

## 大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程

平成16年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他関係法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、大分大学学則（平成16年規則第8号）第57条第2項及び第61条並びに大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第52条の規定により、大分大学の学部及び大学院研究科に在学する者の授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関し必要な事項を定める。

### (法令の適用)

第2条 法令に規定する授業料免除を受ける者については、当該法令の定めるところによる。ただし、学長が必要と認めるときはこの限りでない。

### (経済的理由による授業料の免除)

第3条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀な者は、本人の願い出に基づき、次の各号により、授業料を免除することができる。

(1) 授業料の免除の申請は、所定の申請書に關係書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(2) 授業料免除の総額は、文部科学省から毎年度示される授業料免除実施に係る経費の額を勘案し、学長が決定する。

(3) 授業料の免除の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、各期授業料の納期限までに受理した願い出に対し、当該期分の授業料について許可する。

(4) 授業料の免除の額は、各期分の全額、3分の2、半額又は3分の1とする。

(5) 授業料の免除の許可は、当該期限りとする。当該年度内の翌期及び次年度において引き続きこの措置を必要とする者は、改めて申請書を提出させる。

(6) 授業料の免除を許可された者で、許可の決定後、免除の理由が消滅したとき又は虚偽の事実が判明したときは、学長は許可を取消す。

(7) 授業料の免除を許可された者が停学となったときは、停学期間に係る月の月数の授業料免除相当額を遡って徴収する。

(8) 授業料の免除を許可された者が休学したときは、免除を停止する。

(9) 授業料の免除を願い出た者に係る授業料は、免除を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

2 経済的理由により極めて修学に困難がある者として、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金（以下「給付型奨学金」という。）の支給を受けることが認められた者は、次の各号により、授業料の免除を受けることができる。

(1) 授業料の免除の額は、各期分の全額とする。

(2) 給付型奨学金に係る授業料免除に当たり、前項第1号から第3号及び第5号から第9号の規定を準用する。

### (特別な事情による授業料の免除)

第4条 学生又は学資負担者が、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合は、当該期分の授業料を免除することができる。

(1) 各期授業料の納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の授業料の免除については、前条第1号から第4号までの規定を準用する。

(休学・退学・除籍等による授業料の免除)

第5条 休学又は死亡した者等の授業料の免除は、次の各号による。

(1) 休学を許可した者は、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

(2) 死亡又は行方不明のため除籍した者は、未納の授業料の全額を免除することができる。

2 授業料の未納を理由として除籍した者については、未納の授業料の全額を免除することができる。

3 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

4 入学料の未納を理由として学籍を有しないこととなる者については、未納の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第6条 授業料の徴収猶予は、延納及び月割分納とする。

2 学生が次の各号の一に該当する場合は、本人（本人が行方不明の場合は、本人に代わる者）の願い出に基づき、学長が授業料の延納を許可することができる。

(1) 経済的理由により、納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる場合

(2) 行方不明の者

(3) 本人又は学資負担者が、災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

3 特別の事情のあると認められる学生については、本人の申請に基づき、学長が授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、月割計算による額とし、毎月15日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業開始前に納付しなければならない。

4 前二項の申請は、所定の期日までに所定の申請書に授業料免除申請に準ずる書類を添えて学長に提出しなければならない。

5 徴収猶予の許可は、各期に受理した申請に係る当該期分の授業料について行う。

6 徴収猶予の期限は、各期末までとする。ただし、学長が必要と認めたときは当該期限を延長することができる。

7 徴収猶予を許可された者で、猶予の理由が消滅したとき又は虚偽の事実が判明したときは、学長が許可を取り消す。

(寄宿料の免除)

第7条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、次の各号により災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内において学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

(1) 寄宿料の免除は、学生の願い出に基づき、学長が被災による納付が著しく困難な事情を認定して行う。

(2) 学長が必要と認める期間が翌年度にわたる場合は、翌年度の当初において、当該年度分に係る免除願を改めて提出させる。

2 前項の事情の認定については、第3条第1項第1号の規定を準用する。

3 死亡又は行方不明のため除籍した者については、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

4 授業料の未納を理由に除籍した者については、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

5 入学料の未納を理由として学籍を有しないこととなる者については、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(免除の許可及び取消し)

第8条 授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の許可及び取消しは、大分大学学生・留学生支援委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成16年規程第92号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第10号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第58号)

この規程は、平成19年4月18日から施行する。

附 則 (平成20年規程第63号)

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則 (平成21年規程第45号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第44号)

この規程は、平成22年6月18日から施行し、この規程による改正後の大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年規程第48号)

この規程は、平成23年6月17日から施行し、この規程による改正後の大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年規程第20号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第63号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第58号)

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則 (令和2年規程第74号)

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行し、改正後の大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日からこの規程の施行日までに行われた授業料の免除及び徴収猶予に係る手続は、この規程による改正後の大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程の規定に基づいてなされたものとみなす。